

第二種使用のフロー

研究開発等

産業上の使用等

P1, P2, P3 等

省令で定められた拡散防止措置を執って使用等を行う

GILSP, カテゴリー1

省令に執るべき拡散防止措置が
定められている場合

研究開発等に係る使用等に当
たって執るべき拡散防止措置
を定める省令

使用者

産業上の使用等に当たって執
るべき拡散防止措置を定める
省令

省令に執るべき拡散防止措置が
定められていない場合

主務大臣
(文部科学大臣)

拡散防止措置
の確認申請

使用者

拡散防止措置
の確認申請

主務大臣
(使用等をする者の行う
事業を所管する大臣)

拡散防止措置
の確認

拡散防止措置
の確認

確認を受けた拡散防止措置を執って使用等を行う